【大学院】

令和９年度入学予定者向け　入学手続に係る費用および納付について

１　各費用について

（１）入学料

入学料の免除を申請する方を除き、県内または県内者以外のいずれかの区分の入学料を納付してください。「県内者」とは、本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が入学の日の１年前から引き続き青森県内に住民登録を有する者をいいます。

入学辞退等の理由による入学料の返還はいたしませんので、ご注意ください。

（２）学外実習費（CNS（専門看護師）コースのみ）

学生の学外実習に係る費用の一部を学外実習費として徴収しております。

（３）後援会費

学生の実習、卒業研究、福利厚生事業や課外活動等を援助し学生生活の充実を図るため、保護者及び学生（大学院生）を会員とした「青森県立保健大学後援会」を設立しております。この後援会制度は、他の大学でも同様に設立されており、会費も同程度のものとなっています。

（４）同窓会費

本学では、卒業後、卒業生相互の親睦を図るため、卒業生を会員とした「青森県立保健大学同窓会」を設立しております。

学科別に活動しており、会費は入学生１人につき 10,000 円（終身会費）です。

入学式、卒業式の贈呈品や研修会の開催、広報誌の発行等に活用しています。この同窓会制度は、他の大学でも同様に設立されており、会費も同程度のものとなっています。

すでに会員の方（本学の学部又は大学院に在籍し、納付した方）は、納付不要です。

※振込時の本人確認について

① ATM では、10 万円を超える現金の振込ができません。

② 保護者の方などが、振込名義人（学生本人）に代わって振込の手続きを行う場合には、金融機関では、振込の目的（授業料などであること）をお尋ねすることがあります。

（※）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する入学金、授業料その他これらに類するもの（施設設備費、実験実習費、図書費、学生互助会等の各種諸会費、各種保険料、寄付金及び協賛金等、その費目にかかわらず、入学金、授業料と同時に支払われるもの）が対象となります。

【大学院】

２　費用および納付方法等の一覧

費用	金額		納付方法・納付先	手続期間
入学料 ※入学料免除申請者を除く	県内	225,600 円	**口座振込** 青森みちのく銀行 浜館支店 （普通）1097925 公立大学法人青森県立保健大学 理事長　吉池信男	入学手続期間
	県内者以外	~~334,800 円~~ **338,400 円**		
学外実習費	CNS（専門看護師）コースのみ	30,000 円	**口座振込** 青森みちのく銀行 浜館支店 （普通）1097938 公立大学法人青森県立保健大学 理事長　吉池信男	入学手続期間
後援会費		20,000 円	**口座振込** 青森みちのく銀行 浜館支店 （普通）3055647 青森県立保健大学後援会	入学手続期間
同窓会費 ※すでに会員の方を除く	終身会費	10,000 円	**送付する払込取扱票により納付**	送付する書類において指示する期間内

３　納付時の注意点

（１）費用ごとに口座情報が異なるため、それぞれに納付してください。

（２）**振込人名は、「受験番号　入学予定者氏名」としてください。**

（例）　001999　ホケン ハナコ

（３）振込手数料は、自己負担となります。